

平成29年3月13日（月曜日）

議 事 日 程

平成29年3月13日 午前10時00分 開議

日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第1号から議案第16号まで

（一般質問・質疑、常任委員会付託）

日程第2 陳情について

（常任委員会付託）

追加日程第1 議案第17号 舟橋村教育委員会委員任命の件

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	田村	馨君
2番	杉田	雅史君
3番	吉川	孝弘君
4番	森	弘秋君
5番	明和	善一郎君
6番	川崎	和夫君
7番	竹島	貴行君
8番	前原	英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 金森勝雄君

副 村 長	古 越 邦 男 君
教 育 長	高 野 壽 信 君
総 務 課 長	松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課 長	吉 田 昭 博 君
会 計 管 理 者	田 中 勝 君
代 表 監 査 委 員	吉 川 良 二 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松 本 良 樹
係 長	林 輝

午前10時00分 開議

○議長（明和善一郎君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成29年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第1号から議案第16号まで

○議長（明和善一郎君） 日程第1 議案第1号 平成29年度舟橋村一般会計予算から議案第16号 舟橋村消防団条例一部改正の件までを一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（明和善一郎君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

1番 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） おはようございます。1番田村 馨でございます。

まず、質問に入る前に、先週の土曜日、3月11日、ちょうど6年前のその日は、東北で大規模地震災害（東日本大震災）が発生した日であります。今、改めて生きていること、そして生かされていることに感謝し、一日一日を丁寧に重ねていきたい、そう思います。そして、震災で被害に遭われた方々の一日も早い復興、そして亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈りいたします。

それでは、質問に入ります。

まず、1点目は、子どもの貧困対策についてお伺いします。

生まれ育った環境で子どもの将来が左右されないことを目指す子どもの貧困対策法、これが施行されて約2年半になります。

ひとり親家族は2世帯に1世帯が貧困状態という状況で、これは全国的な数字ではありますが、貧困率は16.3%と過去最高を記録してきているというような状況です。現在の社会に突きつけられている深刻な、大きな問題になっているというふうに考えなくてはいけないと思います。

親の低収入や失業、離婚、死去による経済状況の悪化などがもたらす子どもの貧困をどう解決するのか。このことについて、以前放送されたNHKの特集番組、この中では、あす食べるご飯に困っている実態、あるいは経済的理由で就学困難になっている小中学生、進学をあきらめなければならない厳しい現実が描き出されていました。

そこで、子どもの貧困対策法の施行から2年半ほどになりますが、本村におけるひとり親家庭や生活が困難な世帯の状況、また子どもに対する支援状況はどのようになっているのかお伺いします。

子どもは地域の宝、社会の宝であります。子どもの貧困の問題は大きな社会問題にもなっています。そういったことも踏まえて、どのように見ておられるのかについても、あわせてお伺いをします。

次に、2点目は、ヘルプマーク、ヘルプカードの導入・普及・周知についてお伺いします。

体に障害を持った方に関するマーク及びカードについてであります。現在国内では、皆さんもよくご存じの肢体不自由な方などのための車椅子のマークや視聴覚障害者のためのマーク、耳の不自由な方の耳マーク、また補助犬や介助犬同伴の啓発のための補助犬マーク等があります。

今回私が質問で取り上げましたヘルプマーク、ヘルプカードというのは、あまり知られていないように思います。このマークとカードは、東京都が考案して全国普及に努めていますが、義足や人工関節を使用している方、また内部障害をお持ちの方、難病の方、聴覚障害の方や妊娠初期の方、外見からはちょっと見分けができない、配慮が必要な方を対象とされ、周囲からの援助を受けやすくするために作成されたものであります。

また、ヘルプカードには、緊急連絡先や必要な支援の内容などが記載され、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害の理解や支援を求めるものであります。このカードを見せることによって、援助が必要だということを周囲の人たちに知らせることができます。

現在の舟橋村の人口推移を調べると、これから高齢期を迎える方々も増え、同時に体に不自由を来す方も増えていくことが予想されます。また、本村では、子育て世代を増やす取り組みも進められています。妊娠初期の方にとっても、このヘルプカードは有効であると思います。

そこで、本村でも、支援を必要とする方が携帯して活用できるヘルプマークやヘルプ

カードの導入が必要かと思いますが、当局としてはどのようにお考えでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（明和善一郎君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 1 番田村議員のヘルプマーク、ヘルプカードについてのご質問にお答えいたします。

ヘルプマークとは、内部障害や難病の患者または妊娠初期など外見では援助が必要かどうかわからない方々が、周りに配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された東京都によるマークであります。

東京都の都営地下鉄大江戸線でヘルプマークの配布や優先席ステッカー表示が平成 24 年 10 月から開始され、その後、都営地下鉄全線や都営バス等への順次拡大をしており、平成 26 年 7 月からは民間企業への働きかけも進んでおります。また、東京都以外でも、京都府・青森県・奈良県・和歌山県・徳島県の 1 府 4 県で導入されております。

一方、ヘルプカードにつきましても、東京都の統一デザインとして表面にヘルプマークが印刷されており、裏面は、連絡先や薬の情報、アレルギー等の情報、手助けしてほしい内容等、利用者それぞれ自由に選べるようになっております。

ヘルプマーク同様に、一見障害者とわからない方々に特に有効とされており、全国的に見ても、和歌山県や鳥取県、京都市やさいたま市等の自治体や各種団体等においても導入の例は多数あります。

本村におきましては、類似事業といたしまして、高齢者のひとり暮らしの方に、連絡先や保険証等をバトンの中に入れて保管しておくことで、救急隊員が駆けつけた際に迅速な対応を図る「いのちのバトン」事業を実施しております。

この事業は高齢者ひとり暮らしに限定したサービスであり、ヘルプカードは、目に見えない障害のある方や妊娠初期など、これまで対応しにくかった方にも有効であると考えられますので、導入につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

しかし、ヘルプマークやヘルプカード事業は、広域的な範囲で実施して初めてその効果が発揮されると考えますので、ただ実施方法をコピーすることではなく、本村の実情に応じた形態にリライトすることが重要であると思っております。

また、このような取り組みが、行政だけでなく、地域や各種団体活動へも波及することが、本村が目指す共助社会づくりでありますので、今後、社会福祉協議会など関係機関と協議を進めてまいりたいことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 1 番田村議員の、子どもの貧困対策についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するということを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月17日に施行されました。

この法律の定義とされている理由は、「団塊ジュニア」と言われております第2次ベビーブーム世代が中高生だった1988年——昭和63年になりますが——の18歳未満の子どもを対象にした貧困率が12.9%だったことに対して、2009年——平成21年になりますが——の貧困率が15.7%、実に約6人に1人の子どもが貧困とされる水準となったことがきっかけだと言われております。

また、同法では、失業者やひとり親家庭などの多様なニーズに応じて、就労支援や子どもの学習支援などを自治体が実施することとなっておりますが、しかしながら自治体間に温度差があることから、国では子どもの貧困対策の強化を図る検討を進めているところであります。

子どもの貧困が増えている背景には、景気の悪化に伴う所得の減少やひとり親世帯の増加などが考えられますが、子どもの貧困対策の必要性につきましては、議員ご指摘のとおりであります。

一方、本村の状況について申し上げますと、平成29年3月現在での児童扶養手当受給者は13世帯、ひとり親家庭等医療費受給者は17世帯（人員は大人17人、子ども27人）であります。

本村のひとり親家庭の児童扶養手当受給者は13世帯であり、毎年10月に実施している現況調査では、所得制限の超過により、非該当となる世帯が多いこと。また、経済的理由で就学に必要な費用の支出が困難と認められる児童生徒の保護者に補助を行う要保護・準要保護児童生徒就学援助制度の利用者も平成27年度から5名減の12名と減少していることから、その要因は経済的に自立している家庭が多いものと理解をしております。

議員ご指摘の本村の支援体制であります。児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費の受給世帯のうち、低所得の世帯については、保育料を軽減いたしております。また、両親がいても親の低所得で、経済面で心配な世帯には、富山県のひとり親家庭高

等職業訓練促進資金貸付の紹介や中部厚生センター、社会福祉協議会と連携した就労支援事業を実施いたしております。しかし、今後の経済情勢次第では、村といたしましても対応策を講ずる必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、子育てしやすい環境づくりは本村の最重要課題でありますので、今後とも議員の皆さんと十分協議をさせていただきます、速やかにそういった課題に対応してまいりたいと、かように思っております。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 答弁ありがとうございます。

ただいまの子どもの貧困の状況についてであります。今、村長の答弁にありましたように、さらなる、健やかに育成される環境の整備・拡充が今後必要になってくると思います。

本村でも実施されている給付型奨学金、また保育料の無料化もそうでありますが、やはり国や県が整備などのために教育や生活や、あるいは経済的支援を含めてそういう施策などをしっかり行わない限り、市町村での取り組みにも限界があると思います。

そういう点では、国や県への働きかけを一層強め、また一層推進していく必要があるというふうに考えられるわけですが、そのへんについてはどうか最後にお伺いをして、私からの質問を終わります。

○議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） ただいま田村議員のほうから再質問がありました。

子どもの貧困対策のことでございますけれども、これも議員がご指摘のとおり、国・県の段階でそういったものを取り上げていくというか、施策がとられることは非常に望ましいわけでありまして、今私が富山県の町村会長のお世話をしておるわけでありまして、今後とも全国の舞台でそういった子どもの貧困対策をどうするのかという課題につきまして、議論を深めてまいりたいといいますが、課題の整理をさせていただいて、全国町村会としてもそういった、国に要望するように働きかけも検討してまいりたいということをこの場をかりまして申し上げまして、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（明和善一郎君） 6番 川崎和夫君。

○6番（川崎和夫君） おはようございます。

通告してありますコミュニティ振興交付金について質問したいと思います。

舟橋村では、平成18年から、地域活動の活性化のため、コミュニティ振興交付金制度にて自治会の自主的な活動を促してきております。交付金は地域振興の活性化と課題解決の活動費として活用されるものであり、その利用においては一定の交付基準が定められております。この交付金の目的は、コミュニティの活性化、魅力ある地域の形成、そして地域の発展に向けた自治会の活動財源として設けられているものと理解しております。

しかしながら、現行のコミュニティ振興交付金制度では、事業内容によっては交付金事業としての支給条件の適用に難しい事案が発生する場合があります。

地域には、人々の結びつきや支え合いの中において、さまざまな団体や組織が存在し活動しております。地域の特色を生かした魅力ある地域を形成、発展させていくために特色ある地域活動をしていかなければなりません。

人口が増え、住民のニーズが多様化していますが、自分たちの地域は自分たちで守るという地域づくりを基本に置いて活動していくことが大事になってきます。

舟橋村の平成29年度の予算では、前年度より55万円の事業費が減少しております。率にして18.3%の減少率であります。この削減はコミュニティ振興交付金事業があまり活用されていないのか、マンネリ化しているのかわかりませんが、利用が減少しているのではないのかと危惧しております。

制度が設立されて10年が経過しております。この事業におけるコミュニティ振興交付金事業を検証する意味で、事業のあり方について、次の4点についてどのように評価しているのかお聞きします。

1、制度を導入した経緯と目的について、当初の目的を達成しているのかどうか。2、各自治会から申請のあった交付金の申請推移とその傾向について。3、村としてコミュニティ振興交付金制度を進めるに当たって、地域の特色を生かすためにどのような指導をしてきたのか。10年間の活動実績で今後の課題は何かについて、お聞きします。

以上。

○議長（明和善一郎君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 6番川崎議員のコミュニティ振興交付金についてのご質問にお答えします。

コミュニティ振興交付金の趣旨は、住民自治の本旨に基づき、地域の自主性、自立性を発揮するため、自治会が自ら考え、自ら行う事業を助成することによりコミュニティづくりの推進を図るための制度であります。

交付金は2つの区分により支給されております。まず1つは、自治会運営事業に対する交付金であります。目的は、自治会の運営に必要な経費の助成であり、交付金の使途として、自治会の維持経費、環境保全、ごみステーションの維持管理、伝統文化の継承、住民の親睦、交通安全・防犯事業、防災活動などが規定されています。算定基準は、当初、1自治会当たり3万円の均等割額に、1世帯につき300円の世帯数割、70歳以上の高齢者1人につき150円の高齢者数割、地区公園1カ所につき3万5,000円を加算した額が交付されておりましたが、見直しいたしまして、現在では、均等割額が3万円から7万円に、高齢者数割が150円から200円に増額、地区公園1カ所についての額が3万5,000円から3万円に減額され、全体的な基本額の増額と公園の有無による額の格差が緩和されております。

次に2つ目は、村長が必要と認める事業となっており、交付金の使途は地域活性化事業であります。具体的には、自治会のコミュニティ醸成のため、人口の急激な増加に伴う新旧住民の融和や、これまで自治会活動に参画しなかった人の新たな参画を目指すような自主的な取り組みのことであり、その経費の2分の1を交付するものであります。

制度の開始当初、食事代が交付の対象外でありましたが、要望が多かったことから、平成22年度から1人500円として事業費に算入できるよう緩和された一方、毎年参加者に変化のない同一事業を申請する自治会もあったことから、同一事業の場合、6年目以降は減額する規定を設けたところであります。

基本的に対象外となっているのは、汎用性の高い施設や備品、サークル活動などでコミュニティの醸成が一部の方にしか図られないと判断した事業などは、対象外とさせていただいております。一概には言えませんが、その都度個別に事業をヒアリングし、対象にならないと判断した場合はご説明を申し上げて、ご理解をいただいております。

では、交付実績を申し上げます。

自治会運営事業については、平成28年度では、12の自治会に対し171万7,000円を交付しており、1自治会当たり14万3,000円の交付となっております。

村長が必要と認める地域活性化事業については、平成18年度、2地区2事業に26

万円を交付、平成19年度、3地区5事業に40万5,000円、平成20年度、4地区7事業に30万2,000円、平成21年度、8地区16事業に106万7,000円、平成22年度、11地区19事業に106万4,000円、平成23年度、10地区17事業に99万3,000円、平成24年度、9地区15事業に87万7,000円、平成25年度、10地区15事業に92万円、平成26年度、9地区15事業に74万6,000円、平成27年度、8地区15事業に66万2,000円、平成28年度見込みでありますけれども、8地区13事業に対し62万2,000円を交付する予定となっております。

事業の内容は、地区の祭りやバーベキューイベントが最も多く、餅つきやラジオ体操など季節の行事が多くなっております。

交付額が年々減少しているのは、全ての申請地区において毎年同じ事業を申請されるために、6年目以降の毎年の減額が続いているためであります。その要因は、当初から既存の祭りなどを事業として申請し、今も継続申請している地区が多いことであります。当然参加者数も新たな増加があまり見られない状態が続いており、実質、単なるイベントの経費負担になっているとも言えます。ただ、一部では、新しくできた住宅団地の方がバーベキュー大会に参加されるなど、親交が深まった自治会もございます。

当初の目的を達成しているかについては、新旧住民の融和や自治会への新たな参画者増加といった観点からすると、近年ではほとんどの地区で事業のマンネリ化が見られ、停滞しているように思われます。かといって、村がこうしてくれと指導する性格の制度ではなく、あくまで自治会が自ら提案する事業に対して認定をし交付するスタンスで取り組まないと地域の自主性、自立性が失われるおそれがあることもご理解をいただきたいと思っております。

本村では、さまざまな立場や世代がともに助け合う共助のまちづくりを目指しております。今後は、タウンミーティング、自治会長会議や広報媒体によりまして、共助のまちづくりを推進している趣旨を十分ご説明申し上げ、ご理解をいただきながら、新たな事業を提案されて、交付金制度の有効活用により地域コミュニティが深まりますよう働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 川崎和夫君。

○6番（川崎和夫君） 危惧していた内容どおりなんです、10年もたって一つの区切

りとして、コミュニティ振興交付金のあり方、これがやっぱりマンネリ化から脱却する必要あるんじゃないかと。

僕たちもいろいろ試行錯誤しているんですが、今言われたように、自治会の交付金事業ということについては、やはり非常に有効な基礎財源として地域では活用しております。

ただ、村長が認めるコミュニティ活動ということについては、非常に定義が、言葉上曖昧で、はっきりしないと思う。

今言われたように、地域の伝統ということから考えると、やっぱりコミュニティ活動もそういうことが必要なんではないかと思う。

ただ、僕たちは、ほかの地区がどういうふうな、めざましい活動とか何かをやっているというのがわからないんで、できればそういうふうなことも含めたモデル事業というものを、紹介とか何かしていただければ助かるなど。

一つの例なんです、僕たちの住んでいる国重地区だけの話というふうに考えていってもらいたくないんですが、数年前、「国重物語」というものを地区でやりました。地区の人に小冊子、いわゆる国重の歴史、伝統というものを紹介して、地区に配ってやった。その中で、ばんどり騒動のときにあったというか、その後にあった、昔あった伝統行事というか、盤持ち大会、これがやはりずっと継続して、今地区の伝統行事として生かされていると。

コミュニティ振興交付金の使い方というのは、やはりパターンというのはいろいろあると思うんです。そういうふうな意味で、有効活用ということから考えると、地区の伝統をそういうふうなやつで助成するということのも一つの方法ですし、どれだけ地区の人に有効に役立っているのか。言葉とすれば非常に何かあれなんです、それについて、じゃ何%の人がそいつに参加しておればあれなのか。一つの地区でやっぱり伝統というか、そういうものをつくっていったら、ほかの地区にも生きるんじゃないか。いろんな観点からこいつについては検討を加えていってほしいと思います。

以上です。

もしできれば。

○議長（明和善一郎君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 川崎議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

今ほど議員さんからお話がありましたことを十分参考にしながら、10年目という節

目でもありますので、今後そのあり方について検討させていただきたいと思いますので、またいい案がありましたらお教えいただければというふうに思います。

○議長（明和善一郎君） 3番 吉川孝弘君。

○3番（吉川孝弘君） おはようございます。

私のほうからは、テニスコート照明設置についての一般質問をさせていただきます。

テニスは天皇陛下がたしなまれるテレビ映像などでも知られるように、国民にはよく知られたスポーツであり、近年では錦織選手が世界ランキング5位、オリンピックでメダル獲得などの活躍により、世界を目指せるスポーツとして若者たちに大変人気があります。また、オリンピックやパラリンピックで採用されている競技であり、年齢、性別、身体的個性を問わず、広く親しまれるスポーツです。

舟橋村でも総合型地域スポーツクラブを核とする活動を支援しており、舟橋会館、学校施設、京坪川河川公園、村営テニスコート、舟橋村立図書館等の施設を中心として総合型地域スポーツクラブが核となって生涯学習・スポーツの充実に努めております。

村内のスポーツ施設の夜間の利用状況を見てみますと、2016年にオープンした常願寺川公園スポーツクラブや小学校グラウンド、室内競技においては小学校体育館、中学校体育館が使用でき、サッカー、野球、その他ほとんどのスポーツが可能となっております。全天候型のすばらしいテニスコートでありながら、薄暗くなると使えなくなることは、まことに残念であります。

舟橋中学校でも平成17年度から部活動として取り入れて、富山県下では硬式テニスは5校の中の1校となっており、部員数も全校生徒の約3分の1の40名を占めて人気のあるスポーツとなっております。25年、26年には女子は県大会出場、27年秋には北信越出場と躍進しております。

中学校の指導者に伺ったところ、大会などが近づき練習を多くしますと薄暗くなり、テニス球が顔面に当たるなどして大変危険な状態になるとのことでした。このために、安全面としての照明が必要であると思います。

また、子育て共助の延長線上には、村民がコミュニケーション、地域交流に参加することが村の活性化につながっていくものと思います。その中で、テニスコートに照明がつくことにより、仕事を終えた指導者や地域の方から自尊心、技術、感謝の心などを自然に学べるよい機会が生まれてくるものと思います。一般の人たちも仕事後のスポーツにおけるリフレッシュ、交流におけるコミュニケーションなどが生まれます。

また、練習時間を増やしたい学生は村外の照明完備のテニスコートに、時間をかけて
いっているのが現実であります。

これまで照明による稲作などへの影響が大きかったように聞いておりますが、コート
周辺では、平成30年を目指しての認定こども園開園を目指す保育事業、公園事業、住
宅事業などの計画がなされています。

照明施設がある小学校周辺でリサーチしましたが、照明による弊害はどの住宅からも
聞かれず、夏場の虫なども照明のほうに行くので問題はないとの返答でした。

ここに、この、テニスクラブによる署名（書類を提示）、村内の人、あと、FJクラブ
を核として100名出ております。

子育て世代や若者たちが集まり、活気があり、舟橋村の魅力あふれる環境になるよう
テニスコートの照明の設置について村の考えをお聞かせください。

○議長（明和善一郎君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 3番吉川議員さんのご質問の、公園のテニスコートの照明の設
置についての重要部分は担当の生活環境課長より答弁がありますが、質問内容の中にテ
ニス部の活動の際の危険性についてのご指摘がありましたので、教育現場の立場から現
状について述べさせていただきます。

ご存じのように、テニス部は、村民の皆様のご理解のもと、届け出ではありますが、
優先的に公園のテニスコートを使用させてもらっています。

先ほど人数を言われましたが、現在3年生が引退しておりますが、昨年4月現在で4
0人と一番部員数の多い部活動です。活動時間は、他の部活動と同じく3月から10月
までは17時30分まで、11月から2月までは17時までとなっております。ただし、
県大会などに参加する場合は、大会当日の2週間前から1時間の延長を認めています。

全ての部活動の指導者は、限られた時間の中で常に事故のないように万全を期した指
導を心がけておりますが、議員さんの質問にありました、薄暗くなると大変危険な状態
になるとの指摘は当然のことです。特に、県大会の練習に向けて少しでも多く練
習したい9月中旬から10月中旬にかけて、薄暗くなるのが早く、十分な練習や後片づ
けをする時間もないとの報告も受けております。照明があれば、時間に余裕が持て、今
まで以上に充実した部活動を実施できるのは確かです。

最後に、通告書にありましたが、現在、中学校にテニスの強化選手はいないと認識し
ております。

以上、学校の現状について述べさせていただきました。

○議長（明和善一郎君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 3番吉川議員さんのテニスコートの照明設置につきまして、本村の総合戦略に掲げますまちづくりの観点からお答えいたします。

テニスコートの周辺は、子育て共助のまちづくりモデルエリアといたしまして、京坪川河川公園の隣接地に、認定こども園や子育て世代向けの賃貸住宅等の整備を予定しております。

このモデルエリアにおける共通キーワードは、共助コミュニティの醸成であります。また、共助コミュニティとは、生活するために必要な地域内で住民同士の支え合いのための緩やかなつながりであり、特定の趣味や活動を行うためのコミュニティを指すものではありません。

もちろんスポーツ交流など特定の活動目的を有するコミュニティも大変重要なことでありますので、多くの方がいろいろな取り組みをされることを否定するものではありませんが、体制が異なることをご理解いただきたいと思います。

また、テニスコートは、中学生以外に村内外の一般の方も利用されていることから、子育て世代向けの賃貸住宅の近くにナイター照明が設置されれば、明るさや周辺の騒音などの問題も懸念されて、安心して子育てができる環境づくりに逆行することが考えられるのであります。

ナイター照明の設置につきましては、今後選定いたします、賃貸住宅に係る事業者や保育園を運営いたします富山Y M C Aと十分に協議・検討してまいりますので、ご理解をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（明和善一郎君） 吉川孝弘君。

○3番（吉川孝弘君） 子育て共助の地域となっていると言われましたが、照明がつくことによって、ついても9時ぐらいだとは思いますが、その間は明るく、子どもたちも外で安心して遊べますし、住宅に関しましても、最近の家はサッシなど遮音性もよくなっており、明るさも、カーテンを閉めれば別に問題はないと私のほうは感じております。

ぜひともまた照明のほうをご考慮いただくようお願いして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（明和善一郎君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 吉川議員さんの再質問の件につきましては、今後十分に協議をしていきたいというふうに思っております。

また、単にナイター照明を設置するわけではなく、本当に子育てにやさしいテニスコートの運営を含めていろんな方の意見を聞きながら前向きに進めたいと思っております。

以上です。

○議長（明和善一郎君） 4番 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） 私からは、県道富山上市線の路面補修、融雪装置等の整備促進について質問をいたします。

先日ニュースで、相模女子大生が南砺市・菅沼合掌造り集落で雪かき交流会を実施した。学生は、1人ずつ手押し除雪機を動かし、また重いショベルに息を切らし、悪戦苦闘したと報じられていました。このように、毎年いろんな地域から学生らが除雪の応援に来てくれればありがたいのですが、あくまでも雪かき交流会であります。

さて、村長は、平成29年度予算編成に当たり、村の地方創生プロジェクトを具現化する予算、地方創生を柱に掲げる子育て共助のまちづくりを目に見える形にする予算と言っておられます。また、組織の主体は住民である。せっかく整備した施設も住民の積極的な関与がないと生きないとも言っておられます。特に、これからは高齢者の積極的な関与が必要であると考えますが、どうでしょうか。

振り返って、私は平成24年の6月議会で、県道富山上市線の路面補修及び歩道等の整備促進について質問をしました。その質問がよかったかどうかわかりませんが、現在竹内地区で道路拡幅と歩道の整備、また国重地区で歩道が整備中であります。若干の整備はなされてきており、ありがたいことです。まだ先が遠いですが、今後は継続事業として進めていくことになり、順次改良・整備されると確信しております。

そんな中で、舟橋地区で住宅地が開発中であります。これを機会に、舟橋交差点の改良に少しでもつながらないかと思っております。

ここで、少し復習をしたいと思います。24年の質問にも申しておりましたが、道路法第29条、道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。同法第42条、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、もって一般交通に支障を及ぼさないよう努めなければならない

ないと規定されております。舟橋村の県道の状況については、当時の質問の中で詳しく述べさせてもらっています。

話は少し飛びますが、昨今、高齢者の事故が後を絶ちません。降雪時における事故もまた後を絶ちません。先日も、八尾で起きた事故も、雪が降っており路面がぬれていたとありました。事故に遭遇された方には大変気の毒です。

今冬の2月における各地の豪雪は、各所で被害をもたらしました。ですが、幸い我が村、富山県の県道富山上市線における積雪は、多くはありませんでした。そんな中でも降雪時に備え、除雪オペレーターの運転技術を磨く研修も行われております。

我が舟橋村の県道においては、融雪装置のインフラは全く進んでおりません。県道富山上市線では、近隣の立山町で泉地方、立山町、私、立山町の役場の前をよく通るんですが、本当にあこらあたり、またかい、またかいというくらいに融雪装置が整備されております。それから、富山市荏原地方では着々と進んでいると思います。

私は、舟橋村はなぜ整備が進まないのか不思議でなりません。わずか、県道富山上市線は約2,440メートルです。何も全ての道路範囲について、一度に融雪装置を設置しろとは言いません。民家の込んでいる道路、民家の密集地の部分から順次整備されていけばよいではありませんか。

ここ数年、私たちは、降雪時、朝4時ごろから起き、歩道の除雪をするわけです。ところがです。早くからし過ぎるのかどうかわかりませんが、その後から県の除雪車で雪を歩道にかき上げていきます。賽の河原ですよ。もう何をかいわんやです。この経験をしているのは、私と竹島議員と数人だと思いますが。

さて、ここ数年の舟橋地区での村への融雪装置の要望事項を見てみますと、平成27年度は、県道富山上市線に融雪装置を設けてほしい。このときは、部分的な箇所への要望であったので、県からの答えは、部分的かつ個別箇所への融雪装置の整備は困難。村内の富山上市線全体としての要望であれば検討するであります。

私は、この答えに疑問を感じました。このような答えがあったのならば、なぜ行政側として関連地区に対して指導・アドバイスをしなかったのですか。県は、このように返答しておる。ならば、沿線自治会と歩調を合わせ戦略を変えようと。戦略を変えて県に強く要望しようではないのですかね。

これでは、村から県への要望はしなかったのと一緒ではないですか。要望をしないものは、まず予算化されないとします。私にすれば、全く姿勢がないと感じます。まず、

これの答弁をお願いします。

次に、平成28年度の要求では、県道富山上市線、前年のことがありましたから、全線で融雪装置を設置してほしい。このときは前年のこともあったので、別の方法、例えば、地下水での融雪は県道沿線住民の同意が得られないので、違う手法で融雪装置を要望するとの要望でしたが、答えは、県に要望済みであると。

それでは、その後、県との折衝はどこまで進んでいるんですかね。どうなったんですか。これについても答えをいただきたいと思います。

さて、ここで少し不思議なのは、県道の融雪装置はだめで、開発している団地はいいのですか。現在、先ほども言いましたけども、舟橋地区で造成中の道路については、中の道路ですね。除雪車が入れないから、融雪装置を整備せよという行政指導をしているとのこと。看板でも書いてあります。また、沿線のコンビニエンスストアでは、融雪装置を整備している。要は、行政はどう対応しているのかと。こういうところが全く疑問であります。

平成27年度、同28年度に、舟橋地区から県道富山上市線に融雪装置を設けてほしいとの要望について、県に要求しておりますので、当然に継続要望であろうというふうに考えるのが常道であります。

ところが、村からの県に対しての要望事項から、融雪装置の要望はありません。したがって、平成29年度要求の中から抜けているのです。村の要望について、外堀からの要求手段もあるわけです。いずれにしても、要求項目に載せるのが当たり前ではありませんか。

それがそっくり抜けているのです。理由は、以前に予算がついたにもかかわらず、地元反対があった。没になった。だから、要望しなかった。そんな簡単なものではありませんよ。村の行政指導で、これを要望しておきましょうというのが村の立場でないですか。

要望というのは継続ですよ。頭出しです。要望のないものは、県は予算化しません。この件に関しては、そんな簡単に決着はつきません。ましてや逆査定、わかりますか、逆査定なんてありませんよ。

融雪装置の整備については、当然村役場の担当者をご存じと思いますが、県土木事務所と言わせると、最近の話で、新設はしない。以前に整備した箇所老朽化が激しい。したがって、修繕で手一杯。また、融雪装置と装置の途切れている部分については、機

械による除雪は効率が悪い。だから、優先的に設置すると言っております。なるほど理解できます。

さて、別の視点から少し交通データを見てみましょう。

先ほど田村議員も言っておりましたけども、一昨日ですか、3月11日、6年前の東日本大震災のニュースが放送されていまして。住民は、何が起きるかわからない時代です。備えは十分にとっておられました。

県道富山上市線におきましても、緊急自動車が走る。歩行者は、歩道がきちんと整備されていないから、車道も歩く。2次災害が起きかねません。したがって、不測の事態に備え、常に万全に整備しておく必要があると考えます。

また、県道富山上市線の1日の交通量は、平成24年では約8,700台。昨年ですね、同28年では、向新庄口で約1万600台。富立大橋詰めの交通量は、平成24年、約1万3,000台でしたが、平成28年、天正寺交差点付近で約1万5,000台と、観測地点は若干違いますが、それぞれ増えている現状であります。

県道富山上市線の交通は常盤橋に集中していたのですが、富立大橋が完成し、交通量は緩和されたものの、やはり今でも幹線道路に違いはありません。重要な道路であることは否めません。

もう一つ、除雪に至っては、高齢化を迎える中、除雪機を使える人手不足、また機械操作をできる人手不足が深刻さを増し、融雪装置にまさる装置はありません。

このような状況の中、我が舟橋村でも、いつ何が起きるかわかりません。事故が起きておるのです。村の安心・安全という道の立場からもかじ取りを、これからもしっかりととっていただきたいと考えます。

最後に、県民・村民の足元を見た行政を行ってほしいと県への要望をお願いいたします。住みよい村を目指しましょう。

私は、なぜこの時期に問題を取り上げたかといいますと、長い道のりです。平成30年度要求はもう始まっておるんですよ。

この問題について計画的・戦略的にどのように進めていくのか。村のこれからの対応について、前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（明和善一郎君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 森議員さんの、県道富山上市線の改修及び消雪工事のご質問にお答えをさせていただきます。

県道富山上市線は、富山市と舟橋村、上市町とを結ぶ主要地方道でございます。地域経済の振興と地域間の交流を育んできた、極めて重要な幹線道路でございます。

村内区間の改良工事につきましては、議員もおっしゃいましたが、平成24年度から道路総合交付金事業としまして、竹内交差点周辺の整備、竹内東交差点周辺の整備が完了いたしまして、現在国重地内で歩道新設工事が施工されている最中でございます。

消雪工事のご要望は、冬期間の安全で快適な住環境の確保のため、各地区からいただいております。舟橋地区からは27年に、舟橋交差点——通称五差路ですが——から東側部分と村道舟橋海老江線交差部から西側部分の設置要望がございましたので、道路を管理しています立山土木事務所と協議し、村内区間の一部分や、同一地区内の一部分のみの設置工事は困難。村内区間全域をご要望されるなら相談に乗れますが、関係する自治会の同意が前提ということでお伝えをしております。翌28年には、地下水では県道沿線住民の同意が得られない。地下水以外の方法で設置してほしいとご要望がございましたので、河川水利用の場合は、冬期間、河川水を地区で確保・管理していただくことが必要と回答させていただきました。

このような中、今回ご質問をいただきましたので、県道路課へ再確認をいたしました。県が管理している道路の除雪は、コストや地下水の低下など環境への負荷の軽減から機械による除雪を基本としている。消雪装置は、機械除雪が困難な箇所や中抜け区間において、必要な水源が確保できる場合には、具体的な個々の状況に応じて検討しているとの回答を得ております。

村といたしましては、生活環境の向上と自然環境の保護との両立に向け、今年度河川水を利用した消雪設備を設置いたしました。が、県管理区間は、まず水源確保を求めています。地下水を利用した融雪は水温が高く、事業効果も大きいですが、他方、水位低下を招き、環境悪化につながるなどのご意見もございます。

高齢化が一段と進み、家の前を除雪できないとお話は、舟橋村に限ったことではないと思われ。県管理道路の消雪施設は、水源確保と関係者、関係地区の合意形成が整った時点で初めて検討されるようです。

議員各位のご理解、ご尽力をいただきながら、道路管理者とも協議いたしまして取り組みをまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） 県の道路課と打ち合わせといいますか、協議されたそうですが、そういう話はわかっておるんですよ、はっきり言って。私が言いたいのは、そういういろんな理由があるから、最初の提起もしておりますけども、この後、舟橋村は融雪装置はつくれないなりに、つくってもいいと思いますが、どう選択を進めるか。県はそう言っている。県は通り一遍でしか答えませんよ。県に対してどう戦略を組むかということを問うておるわけです。

平成27年と28年に、最初は一部分だからだめだと。全体なら考えましょうという答弁を得ておりながら、私、言いましたように、何で継続的に物をしないかと。そんなの、通り一遍で終わったら、即終わりです、後からも言いましたけどね。逆査定なんてありませんよ、こんなもん、この問題について。

だから、答弁されましたけど、いや、村としては、そうだけでも、県はこう言っておる。だけでも、何かならんかと。例えば、何でしたかね、私の村の、私のところの前で造成やっておるところ。あそこの融雪装置をやるそうですが、あそこは聞いたら、地下水、一般的に住宅は20メートルか30メートルですよ。その層の水を揚げておるんですが、その近辺、50メートル下げても、やっぱりだめなんですよ。だから、80から90メートル掘ると言ったかね。もっと言うならば、400とか450、まあ500ちゃオーバーかな。それくらい掘らなきゃだめなんですよ。

舟橋村の地下水、そんでかって、話によっては、住宅よりも高度が低い土地、ここならばいいと。どこでも一緒だと思うんですが、どう進めていくかだから、200、300、400かわかりませんが、そういう一つの戦略もあるわけですよ。そういうところを、県の道路課はどう言ったか知りませんが、何でもう少し進めんがかと。

だから、最後に言いましたけども、村について、いや、ならば、道路課がこう言っておるからやめましたではなくて、28年度の要求にありましたように、別の方法もあるじゃないかと。そこらあたりの、最後に言いましたけども、計画、戦略をどうするかということについて、もう少し前向きに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（明和善一郎君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 森議員さんの再質問でございます。

計画的・戦略的にというお話でしたが、先ほども申し上げましたとおり、県道富山市線は、道路管理者は私どもではございません。あくまで県が管理されております。

そういうような中で、先ほども申し上げましたとおり、必要な水源が確保できる。具

体的な個々の状況に応じて検討している。ですが、前提は、道路除雪は機械除雪によるものということでございます。

議員のお気持ちは十二分にわかるわけでございますが、県には、県といたしますか、立山土木には、村の状況について個々お伝えをしております。ただ、県は県の方針のもとに整備をされているということであるかというふうに思っております。

村内全域区間について整備するご要望があれば、土木としては考えられないでもないというような話をしておりますので、村内全域ということになりますと、各地区のそれぞれのご同意が、ご同意といたしますか、ご理解、意思統一が必要かというふうに思っております。ぜひ議員各位のお力添えを得まして、お願いしたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） ですから、富山上市線は、国重と竹内と舟橋なんですよ。当初、27年度要求のときは、舟橋だけだったと。県は、そういう部分的なものはだめだと言うておるがですね。確かにおっしゃるとおり。今質問の中で言ったと思うんですよ、ならば、何でそのときに、国重、竹内、舟橋、3地区の自治会長か何かわかりませんけどね、そこらへんを、あるいは自治会代表を何人か集めて、いや、こんな話あるけども、どうだろうかと。皆さん方、いかがだろうかと。そういうことを一回もしないで、よくぞ私のところに簡単に答えられるなと思いますよ。

ならば一回、自治会長なり、副がおるかわかりませんが、会計なり集めて、こういうがあっけども、どうだろうかという話をして、なら、そうせんまいかと。そういうときに、舟橋村としては黙っておれんでしょうが。県に対して言わなきゃならん。

県かって、何というかな、簡単に考えておるかわかりませんが、やはり先ほども言いましたように、要望というやつは継続なんですよ。継続しないと意味ないですよ、こんなもん、途中でぶっちぎったら。29年度、舟橋村から県に対する要求は、抜けておるじゃないですか、全く。そこあたりはどうなっておるがですかね。含めてひとつ、もう一回答弁お願いします。

○議長（明和善一郎君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 先ほども申し上げましたが、村内全域の区間ということで各地区のご理解が必要というふうにお話をさせていただいたと思います。他の地区では、地

下水位が低下するというご意見もいただいておりますので、全ての地区がご同意いただいているという現況にはないというふうに理解をしております。

ぜひとも議員がおっしゃるようになるように、お力をいただければというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君）　ここで暫時休憩いたしたいと思います。

再開は11時20分からお願いします。

午前11時11分　休憩

午前11時20分　再開

○議長（明和善一郎君）　ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番　竹島貴行君。

○7番（竹島貴行君）　7番竹島貴行です。

先ほど3.11の大震災の話が出ました。あの震災が発生してから6年が経過いたしました。まだ復興道半ばという、そういう現実を見ると、被災された方々も取り返しのつかないこの時間、この6年というものはどんどん、どんどん地域を壊していっているという現実を見ると、非常に心が痛みます。一日も早い被災された方々の復興につながってほしいかなというふうに願うものであります。

また、先ほど森議員の質問におきまして、私も一応地元の要望者として重きをなしておりますので、1点ふれさせていただきます。

議論を聞いておきまして、県に一応要望しているという、そういうことと、当局からは、いや水源をどういうふうに確保するんだと。地域の同意を得なければだめだという、そういう話がある中で、この問題は水源の確保、それと水量の確保、どういうふうに確保していくかだというふうに当事者としては思っているところであります。

そういうことを考えると、地域の皆さんも一応同意をいただける、そういう形に持っていくには、どこから水を持ってきて、どの場所にその水源を一応設けるかということを考えますと、これは県だけの問題ではなく、村と県、両者が力を合わせて取り組んでいかなければならない問題ではないかなというふうに思った次第であります。

それでは、ただいまから、私の通告している3点について一般質問をさせていただきます。

ます。

まず、今後の財政運営についての質問です。

去る2月17日の新聞に、20億を超える舟橋村新年度予算案が発表されました。その記事では、村長談話として、新年度予算は村の地方創生プロジェクトを具現化する予算である。村内企業の業績低迷で税収減が見込まれる中、財政調整基金などを活用。村民のニーズに即応する行政サービスを確保するため、最小の経費で最大の効果が生まれるようにしたと書かれていました。

2019年度までの5カ年総合戦略の推進のためハード・ソフト両面で支出が続き、収入に対する借金の返済額の割合を示す実質公債費比率は、20年度にピークの15%に達するが、以降は下がる見込みで、健全財政のために実質公債費比率は15%以内を基準にしており、将来に対する見通しが立っているので問題はないと当局の見解として報道されておりました。

さきに申しましたが、実質公債費比率は財政負担の度合いを判断する指標の一つで、借金の元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合ですが、財政健全化を判断する指標のうちの一つです。議会には、村の財政運営が健全に維持される監視責任があり、状況を見極めていく責務があります。

そこで、今後の財政運営上、実質公債費比率をどのように対処していくか、確認の意味も込め、村長の所見をお尋ねしたいと思います。

次に、子育て共助のまちづくりの一環となる病児・病後児保育サービスについての質問です。

過日の新聞に、中新川郡の自治体紹介欄で舟橋村コーナーがあり、舟橋村では、舟橋村でならもう一人子どもを産みたいと思える子育て共助のまちづくりに向けて事業を展開していく。民営化した保育園は、京坪川河川公園隣地に移転新築し、来年4月に認定こども園に移行する予定になっている。今後、病児・病後児保育の実施、子育て支援賃貸住宅の建設も含め、同公園周辺のモデルエリアが2年後には整う計画です。また、特色ある教育施策に取り組み、一部割愛しますが、今後とも子育て環境の充実化を図りながら魅力あふれる舟橋村を目指すと掲載されていました。

隣の富山市では、本年4月から、働く女性の子育てを支援する病児保育施設を市内に開設し、保育園で体調を崩した園児を市職員、これは保育士と看護師だそうです。が迎えに行き、かかりつけ医に受診させるサービスを提供する。子どもが風邪を引くたび

に母親が気兼ねをしながら職場を後にしなくてもよくなるサービスだと新聞発表され、注目を集めております。

村の病児・病後児保育の実施は、委託先の民間企業が主体的に行うサービスですが、舟橋村での病児・病後児保育サービスは、富山市のサービスと当然比較され、評価を受けることとなります。

村の子育て共助のまちづくりを実現するためには、世間に病児・病後児保育を実施することを村では訴えており、サービスを充実させることは村の責務と考えます。村長がトップリーダーとしてリーダーシップを発揮され、舟橋村では、そして舟橋村でならもう一人子どもを産みたいと思える子育て共助のまちづくり実現に向けて、成果を生み出さなければならないと考えています。

議会でもこの事業への大きな投資を承認してきており、投資が将来村にとって必要であったという成果に結びつけるために、ともに失敗は許されないのです。二元代表制という車の両輪として、ともに責任を果たしていかなければならないと私は考えておりますが、この病児・病後児保育の実施は、富山市のサービスと同等のものが提供されると期待してよろしいかどうか、村長の見解をお尋ねするものであります。

続きまして、高齢者の交通事故防止対応について質問をします。

4月6日から春の交通安全運動が始まります。高齢者の交通事故問題は、最近マスコミではあまり報道されていないように感じますが、昨日、改正道路交通法が施行され、主な改正点は2つあります。そのうちの 하나가高齢運転者対策の推進です。

議会では、12月定例会で高齢運転者による交通死亡事故の抑止に関する決議を採択しました。富山県の交通事故発生件数は、平成7年の9,062件がピークでした。その後、交通安全活動が功を奏し、交通事故白書によると、平成27年で3,945件にまで減少しました。逆に、免許保有人口は年々増加し、平成27年の免許人口は、県人口の約7割の74万9,082人と報告されていますが、そのうち25.6%の19万1,723人が高齢者です。また、高齢免許保有者のうちの29.3%が75歳以上です。そして、75歳以上の運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数において、富山県が全国で4番目に多かったという結果が公表されています。当然のことながら、今後の高齢化進展を考えると、高齢者免許人口はさらに増え、あわせて高齢者が絡む交通人身事故が増えると予想されます。その中で、舟橋村も例外ではないと考えます。

ここで、ついでに上市署管内の人身交通事故について紹介しますと、平成27年で1

04件、そのうち28件が高齢者です。また、平成28年には123件発生しており、そのうち36件が高齢者でした。実に4分の1が高齢者の絡む事故です。しかし、現実的に高齢の免許保有者は、車がないと生活に支障を来すと考えており、車は日常生活に欠かせないということで運転を続ける人が多いと言われています。

このような状況を鑑み、今の時代は高齢者の方々の生活の足を確保するための多様な対策が必要となってきたと考えます。現在、村では、高齢者の免許返納に対し月額4,000円の交通費補助をしていますが、その施策がどのような効果を上げているのかを検証し、多角的な視点で高齢者の免許返納につながるような施策の準備に入っていくべきと考えます。

最近、県では、公共交通利用者のニーズを踏まえ、15市町村の取り組みを後押し、2025年までに地域交通計画策定を求め、車両購入やシステム開発にかかわる費用の補助率拡充のほか、5年間の運行経費支援制度を新たに設けると表明しました。

村長がよく口にされる、舟橋村に住んでよかったと言われる村づくりを実現するためにも、村の実態に合った適切な高齢者の交通事故防止対策を実現していくべきだと考えますが、所見をお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（明和善一郎君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 7番竹島議員の、高齢者の交通事故防止についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢運転者による交通事故は大きな社会問題となっており、運転免許証の返納は一つの解決策でもあります。

村では、運転免許証の自主返納を促進するため、平成22年度から舟橋村高齢者運転免許自主返納者生活支援事業を実施いたしまして、運転免許証を自主返納した65歳以上の方には、交通費、通院費の支援として、月額4,000円を5年間支給しております。

受給者数は、平成22年度から先月末までの間に、41名の方が受給されております。また、現在に至るまで、村内在住の高齢者の方が交通事故の加害者になったという報告は受けておりませんので、一定の成果はあると考えております。

しかし一方、上市警察署によりますと、平成28年6月1日現在で、村内の70歳以上の運転免許証保有者は180名と、依然として多くの方が車の運転をしておられます。

その背景には、車がないと日常生活が不便であるという実態で、このことが大きな理由であり、村が5年間、毎月4,000円を支給すれば解決するものでもなく、一つの施策に過ぎないと考えております。

この課題解決のためには、地域や関係者の支え合いが大変重要になってまいります。本村の社会福祉協議会では、免許証のない方が利用できる2つのサービスを行っております。

1つは、外出支援サービスでありまして、車を運転できない村民で家族から支援を受けることが困難な方を対象に、村内の施設や店舗への送迎を行っているサービスであります。利用人数を申し上げますと、サービス開始の平成26年度は48名、27年度は91名、28年度は2月末の段階で192名となっております。この事業はボランティアによる住民福祉サービスであります。広報や口コミにより利用者数は増加中でありまして。

もう一つは、ファミリーサービスでありまして、日常生活で身の回りの世話などが必要な方を対象に、ヘルパーが家事などのほかに買い物の代行や通院などの付き添いを行うサービスであります。利用実人数は、サービス開始の平成26年度が7人、27年度が18人、28年度が17人の方が利用されております。

議員が提言されました、多角的な視点で免許返納の促進につながる具体的な施策を検討すべきであることではありますが、具体策を検討するに当たり、さきに述べましたとおり、社会福祉協議会と連携した事業を展開しつつ、ニーズの把握・事例研究に努めながら、運転免許証がなくても安心して住みなれた地域で生活できるように、高齢者による交通事故の抑止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 7番竹島議員さんのご質問にお答えをいたします。

初めに、財政の健全化に対する質問であります。

ご質問にあります、去る2月16日に報道発表を行った平成29年度当初予算案の中で、総合戦略を具現化する各種プロジェクトに対する村財政への影響に関する記者からの質問がありましたので、現時点では、実質公債費比率が15%を上回ることはないの見込んでおり、財政に著しく影響を及ぼすことは考えていない旨をお答えしたところであります。

ご承知のとおり、実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき毎年度算定しているものでありまして、将来負担比率とあわせて、地方公共団体の財政健全化を判断する指標とされているところであります。また、毎年度の決算認定に当たり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率につきましては、監査委員さんからの一般会計等財政健全化審査意見書を付して報告をいたしまして、決算の認定をお願いしているところであります。

また、ご質問もありましたとおり、収入に対する借金返済額の大きさを示すものとも表現されておりまして、本村では、かねてから財政再生基準であります25%、起債許可団体の基準となります18%を下回る15%を健全化の指標比率として用いております。

さて、村長就任以来、大変厳しい財政状況のもと、歳出削減や村債新規発行の抑制等をはじめとする適切な行財政運営に取り組む一方で、このような状況下にあっても、議員各位のご理解とご協力をいただきまして、庁舎の耐震化、舟橋小学校の耐震化及び増築改修事業並びに舟橋中学校の増築事業等の大型プロジェクトや第4次総合計画の実現に向けた各種事業については、本村の重点プロジェクトと位置づけをいたしまして、優先的に事業の遂行をまいりました。さらには、平成27年10月に舟橋村総合戦略を策定いたしまして、現在、国の地方創生交付金を活用しながら、5カ年にわたる各種プロジェクトを展開しているところであります。

本村における実質公債費比率の推移であります。平成18年度、制度開始以降、3カ年の平均値で最も高い年度が平成21年度の16.9%、次いで翌平成22年度の15.4%となっております。その後は順次12%から13%台で推移いたしまして、今年度につきましては、去る9月議会でご報告申し上げたとおり、11.0%となっております。年々低下した主な要因といたしましては、舟橋中学校や舟橋会館建設に係る起債の償還終了や一部事務組合の地方債に係る負担金の減少等によるものであります。今後の見込みにつきましては、さきに述べました各種プロジェクト事業費等にかかる起債の償還が順次開始する影響から上昇に転じるものと見込んでおり、向こう10年間の予測では、平成32年度に15.0%のピークを迎えるものと見込んでおります。

このような本村の状況から当初予算発表時においてお答えいたしましたわけでありまして、算定項目にあります地方交付税（普通交付税）については、国の政策（地方財政計画）に関連して交付されるものでありますので、結果的には実質公債費比率についても

少なからず影響があるものと見込んでいるものであります。

いずれにいたしましても、今後とも健全財政堅持のため、経済情勢や国の財政状況の動向に注視するとともに、引き続き国・県補助金等の有効活用や、村債の新規発行に際しましても交付税措置が見込まれる財政的に有利な村債を発行するなど、将来にわたる負担の軽減を図ってまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、病児・病後児保育についてのご質問にお答えをいたします。

舟橋村の持続可能なまちづくりの遂行には、子育て世代の転入促進と出生率向上を図ることが最重要課題であり、質の高い子育て支援サービスの提供が求められております。

本村が昨年4月に保育所を民営化いたしました大きな理由は、子育て支援サービス環境の充実を図ることであり、その観点から、現在、英会話教室や体調不良児保育などを実施しております。

議員ご質問の病児・病後児保育であります。病児保育には、病児保育、病後児保育、体調不良児保育があるのであります。

まず、病児・病後児保育は、病気または病気の回復期のため集団保育が困難なお子さんで、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に、看護師・保育士付き添いのもとでお子さんをお預かりするサービスであります。

次に、体調不良児保育は、保育中に微熱を出すなど体調不良となったお子さんを、看護師付き添いのもと、保護者が迎えに来るまでの間お預かりするサービスであります。

富山市で実施しております病児保育は、お迎え型体調不良児保育事業でありまして、体調不良児保育を実施していない保育所・園におきまして、発熱等の体調不良により保護者の迎えが必要となっている子どもを、勤務の都合で迎えに行けない保護者にかわって、公立保育所であります西田地方保育所の職員が迎えに行き、かかりつけ医受診後に西田地方保育所で保護者が迎えに来るまでお預かりするサービスで、利用料金は1回2,000円プラス交通費が加算されております。

本村では、平成28年度から、ふなはし保育園において既に体調不良児保育を開始しておりまして、保育時間中に体調を崩し、かつ保護者が勤務の都合ですぐに迎えに来られない場合であっても、ふなはし保育園の一角に開設された体調不良児保育室で、看護師付き添いのもと、安心できる保育環境の中でお子さんをお預かりするサービスを無料で実施しているものであります。

ご質問にあります今年4月からサービスを提供する富山市のお迎え型体調不良児保育

と比較しますと、体調を崩したお子さんを別の場所に移したりする必要もなく、いつもなれ親しんでいる保育園の一角で、見なれた職員に見守られながら保護者の迎えを待っていることができます。昨年4月から今年2月までの利用実績は173人、月平均15人から16人となっております。

また、平成30年度の認定こども園化にあわせて、病児・病後児保育の開始も予定しており、保護者の期待も高まっているところであります。

なお、病児・病後児保育につきましては、家庭の事情等により村外の保育所・園、認定こども園に通園しているお子さんや小学校低学年のお子さんにも利用できるよう、現在、保育園の経営者である富山YMCAと協議を進めているところであります。

ただいま説明したとおり、本村が提供する子育て支援サービスは、近隣市町に劣ることとは決してないものと思っております。また、現在県内の15市町村で医療費や保育料の無料化などさまざまな子育てサービス事業を実施しておりますが、小規模自治体である我が村では、取り組む事業の競合化にとらわれることなく、本村が目指している子育て共助のまちは、行政が提供するサービスで補えない部分を地域の皆さんで支え合いにより補完することができる体制づくりであり、安心して子育てができる環境づくりであると認識しているものであります。

今後とも本村の総合戦略に掲げている各種事業を着実に遂行することで子育てしやすい環境を整備してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 竹島貴行君。

○7番（竹島貴行君） ただいまの答弁を聞いていて、1点だけちょっと再質問をさせていただきます。

その前に、村長の述べられた財政運営についてであります。釈迦に説法だと思いますが、先を見通しながら村の健全財政の維持をお願いしたいものであります。

それから、今答弁で言っていただきました子育て支援につきましてであります。これも近隣の市町に劣ることのないサービスであると。今後、人口減少の時代に入ってきている中で、舟橋村でならという、舟橋村でもう1人という、そういう事業展開をしていくということ、これは私も大いに賛同するものでありまして、子育て環境の充実化を図りながら、周りには負けない、舟橋村なら安心だよということを、子育てをする保護者の皆さんに理解していただけるように取り組んでいっていただきたいと思います。

さて、その質問ですが、最後の質問で、高齢者の件であります。

先ほど総務課長から、5年間の交通費の補助、支援というふうな話がありました。これは5年間というふうになりますと、5年を過ぎると何も出ないよと。それまで支援を受けて何とかあちこち出かけていた人が、それがなくなることによって、5年たって病気になるって動けなくなっていけばこれはまた別なんです、5年間というその区切りというのは、今後において検討を要する点ではないかというふうに考えます。

それから、先ほど村内の送迎サービスを社会福祉協議会に委託して行っているという話がありました。この舟橋村というのは日本一面積の小さな村であります。これが村内だけに限ると非常にサービスが、やっぱりレベルが縮小してしまうというふうに感じるわけです。

本当は、高齢者の皆さんは、何で車がないと生活に支障を来すかと。それは、やはり村外へ出かける頻度がかかなり多いという、そういうことではないかというふうに思います。

高齢者の皆さんの生活の足を確保するという意味でも、今ある規制、この送迎サービスにも一応規制がかかっております。この点を舟橋村では、この規制があるとできないということを県や国に訴えて、規制を緩和していただきまして、舟橋村独自の交通支援サービス等が展開できないものかなというふうに考えましてこの質問をしたわけですが、この点について再度答弁を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（明和善一郎君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 今ほど竹島議員さんの再質問にございました規制緩和、まず1つ目、5年間という期間のお話、それと村外に出向くための規制緩和が必要ではないかといった質問だと思います。

これにつきましては、村外の高齢者の方の実態、活動範囲ですとかそういったものを十分把握しまして、どういったことができるのかといったことを今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしまして、答弁いたします。

5年間の期間につきましては、これについても、この後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（明和善一郎君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

(議案の常任委員会付託)

- 議長(明和善一郎君) 次に、ただいま議題となっております議案第1号から議案第16号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳 情 に つ い て

- 議長(明和善一郎君) 日程第2 陳情についてを議題とします。

(陳情の常任委員会付託)

- 議長(明和善一郎君) 本定例会において受理した陳情2件は、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日 程 の 追 加

- 議長(明和善一郎君) お諮りします。ただいま、村長から、議案第17号 舟橋村教育委員会委員任命の件が提出されました。

これを追加日程第1に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(明和善一郎君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号を追加日程第1に追加し、議題とすることに決定しました。

議 案 第 1 7 号

- 議長(明和善一郎君) 追加日程第1 議案第17号 舟橋村教育委員会委員任命の件を議題とします。

(提案理由の説明)

- 議長(明和善一郎君) 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

- 村長(金森勝雄君) 本日、追加提案いたしました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第17号 舟橋村教育委員会委員任命の件につきましては、大上和雄委員が平成

29年3月14日をもって任期満了となります。引き続き、大上和雄氏にお願いしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（明和善一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（明和善一郎君） これより、この案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（明和善一郎君） お諮りいたします。この案件については先議とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（明和善一郎君） これより、議案第17号 舟橋村教育委員会委員任命の件を採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（明和善一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

散 会 の 宣 告

○議長（明和善一郎君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後 0時01分 散会